

「スタートアップ育成5か年計画」の進捗状況 について

第3回スタートアップ創出調整連絡会議
経済産業省 提出資料

メンターによる支援事業の拡大・横展開

スタートアップ育成5か年計画

- 我が国における若い人材の選抜・支援プログラムとして、IT分野では、「**未踏事業**」(情報処理推進機構)において、**産業界・学界のトップランナーが、メンターとして才能ある人材を発掘(採択審査)し、プロジェクト指導を実施**してきている(年間70人規模)。同事業からは、これまで300人が起業又は事業化を達成した。
- これを大規模に拡大し、横展開することは、スタートアップ育成として有意義であるため、**他の法人(新エネルギー・産業技術総合開発機構や産業技術総合研究所等)への横展開や、対象を高専生・高校生・大学生を中心とした若手人材育成の取組にも広げることで、全体で育成規模を「年間70人」から5年後には「年間で500人」へと拡大する**。(※来年度は全体で年間170人規模を目指す)

未踏事業

(独)情報処理推進機構運営費交付金 令和5年度当初予算案 70億円の内数)

- 今まで見たこともない未踏的なアイデア・技術を持つIT人材を発掘・育成。産業界・学界の第一線で活躍する方を、プロジェクトマネージャーに委嘱し、IT人材の発掘から育成までを一貫して行う。
- 対象に応じて、「未踏IT人材発掘・育成事業」、「未踏アドバンス事業」、「未踏ターゲット事業」の3つの人材発掘・育成プログラムを実施。(公募開始済)

(著名な未踏修了生)



西川 徹
 (株) Preferred Networks
 代表取締役CEO



鈴木 健
 スマートニュース(株)
 代表取締役会長兼社長
 CEO



落合 陽一
 メディアアーティスト /
 筑波大学 デジタルネイチャー開発
 研究センター センター長 /
 Pixie Dust Technologies .Inc
 CEO



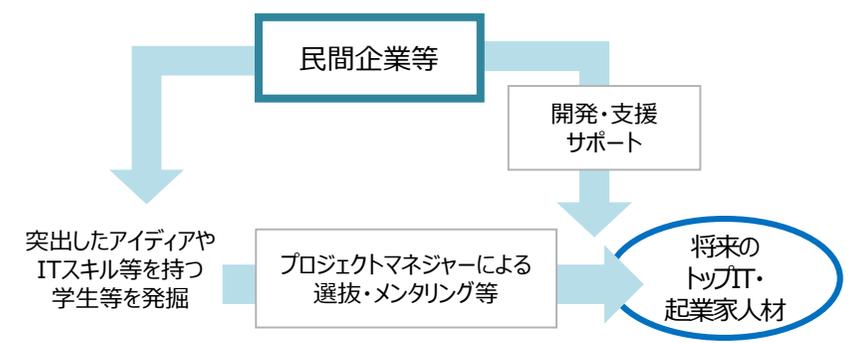
松尾 豊
 東京大学大学院
 工学系研究科教授 /
 日本ディーブライニング協会
 理事長

未踏的な地方の若手人材発掘育成支援事業

(令和4年度補正予算 12億円)

- 未踏事業を参考とした、優れたアイデアや技術を持つ各地域の高専生・高校生・大学生等を対象とした地域独自のIT等人材発掘・育成の取組に対して支援を行う。(春頃に公募開始予定)

(人材育成スキームのイメージ)



ディープテック分野への「未踏事業」の横展開について

(令和5年度当初予算「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業」の20億円の内数)

- 世界で戦えるディープテック・スタートアップの創出には技術シーズを基にした勝てるビジネスを構想・推進することができる優れた起業家の発掘・育成が鍵。
- NEDOにおいては、これまで、技術シーズを活用した事業構想を持つ研究者等に対して、研究開発や市場調査支援、起業・事業経験者等によるメンタリングの実施等の起業支援を実施。こうした事業を元に、未踏事業を参考にしつつ、ディープテック分野における若手人材の発掘・育成にも重点を置いた人材発掘・起業家育成の事業を創設。
- この際、地方の人材発掘・育成に取り組み、ディープテック・スタートアップの裾野の拡大を図る。

ディープテック分野における若手人材等の発掘事業【新設】 (3月下旬頃に公募開始予定)

- ✓ ディープテック分野の優れた技術シーズを基に勝てるビジネスを構想・推進できる人材を発掘・育成
(起業を要件とせず、若手を中心的に採択)
- ✓ 起業・経営経験等を持つ有識者による積極的な関与の下、才能ある若手人材等の発掘のほか、助言・指導などの各種のサポートを実施し、若手人材等の成長を後押しする。
- ✓ 事業終了後も活用できるネットワークの構築に向けて、卒業生コミュニティの構築に向けた取組を実施

研究者等の起業家育成事業 (3月下旬頃に公募開始予定)

※上記の新設事業に加え、現行の起業支援事業をブラッシュアップ

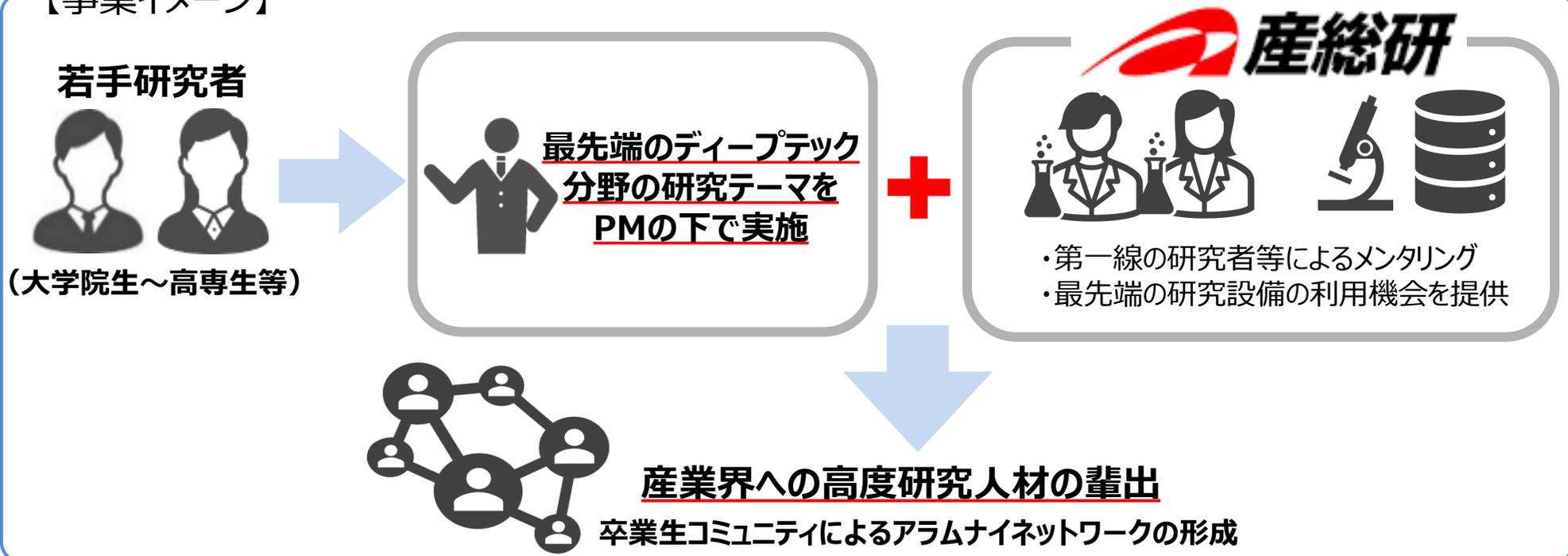
- ✓ 研究者等が有する技術シーズを基にしたビジネスの実現に向けて、当該者の起業家としての育成を図りつつ、起業活動を支援
(起業することを前提とした、幅広い年齢層の者を採択)
- ✓ 試作品の開発等の研究開発支援を実施するほか、ビジネスモデルのブラッシュアップや市場調査支援、起業・事業経験者等による起業に向けたメンタリングや弁護士・会計士等の専門家による個別の助言を実施
- ✓ 事業終了後も活用できるネットワークの充実を図るため、卒業生コミュニティの構築に向けた取組を実施

ディープテック分野の高度研究人材育成事業

(国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費交付金 令和5年度予算案額618.0億円 (614.8億円) の内数)

- 産総研では、これまで様々な先端技術の社会実装に携わってきた知見を活かし、ディープテック分野の優秀な若手研究者に自由度の高い研究環境等を提供することで、高度研究人材を育成し産業界へ輩出（起業を含む）していくプログラムを創設。
- 最先端のディープテック分野の有識者であるプロジェクトマネージャー（PM）が、研究テーマを提案してきた者から優秀な人材を選抜し、伴走支援などを実施。これらの人材に、産総研の保有する先端的研究設備や研究者のメンタリング等を提供するとともに、卒業生によるアラムナインネットワークの構築を目指す。（夏頃に募集を開始予定。）

【事業イメージ】



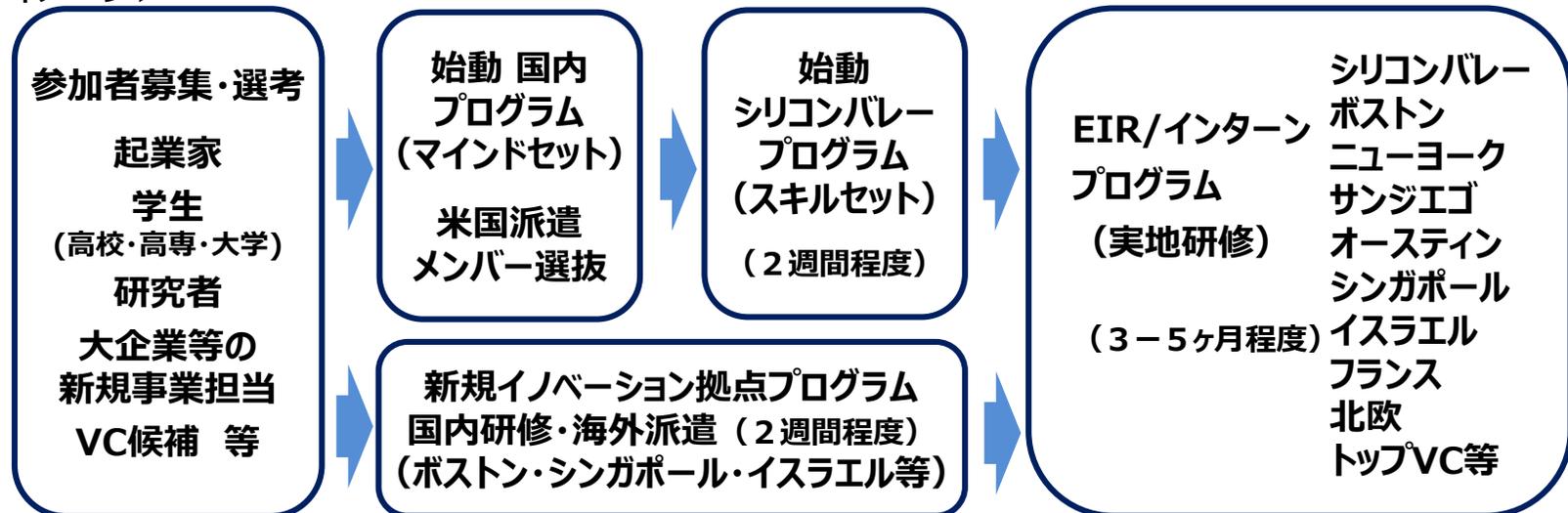
海外における起業家育成 1000人派遣プロジェクト

令和4年度海外における起業家等育成プログラムの実施・拠点の創設事業 76億円

シリコンバレー等世界の拠点と連携し、日本のイノベーションを人材を育成するために海外派遣するプログラムを実施。シリコンバレー、ボストン、ニューヨーク、サンジエゴ、オースティン、シンガポール、イスラエル、フランス、北欧等に5年間で1000人派遣する。2015年から実施してきた「始動 Next Innovator」抜本的にリニューアルするとともに、新規派遣プログラムを創設。

- シリコンバレーと連携しイノベーション人材を育成するプログラムとして2015年から実施してきた**育成プログラムを抜本的に拡充。現在20人/年派遣を、5年間で1000人規模に拡充。**（来年度は年間2～300人規模を目指す）
- 人数規模の拡充だけでなく派遣期間も延長。国内研修、シリコンバレー基礎プログラムを実施した後、**米国トップレベルのコンペへの応募・採択など実践型のプログラムへの参加等、長期実地研修等を検討。**
- 加えて、上記プログラムの基礎研修の実施や、日本の起業家等が米国のVCからの資金調達をするための作戦拠点といったシリコンバレー、ボストン等に**常設の拠点施設を設置。**

<プログラムのイメージ>

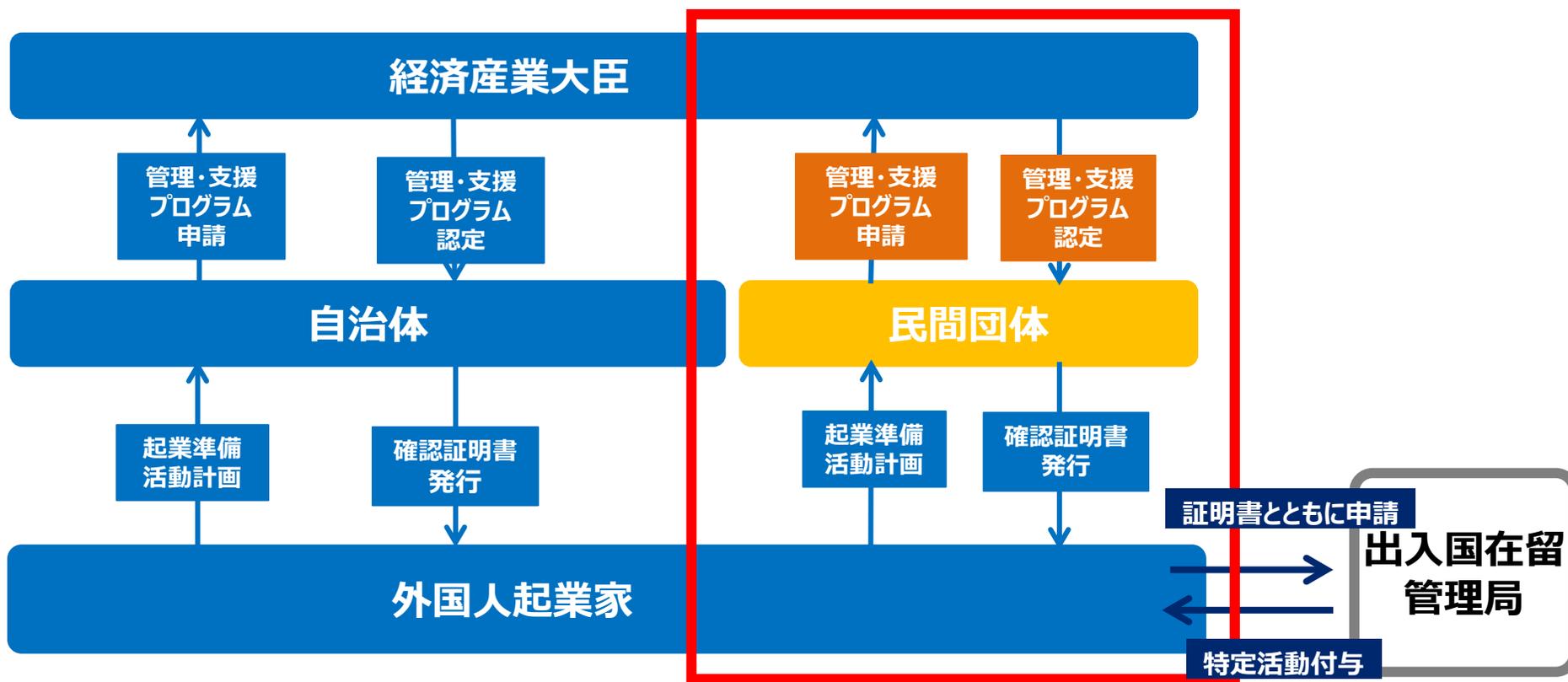


※米国西海岸派遣プログラムは、3月頃に参加者募集開始

外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）の認定スキームの拡大

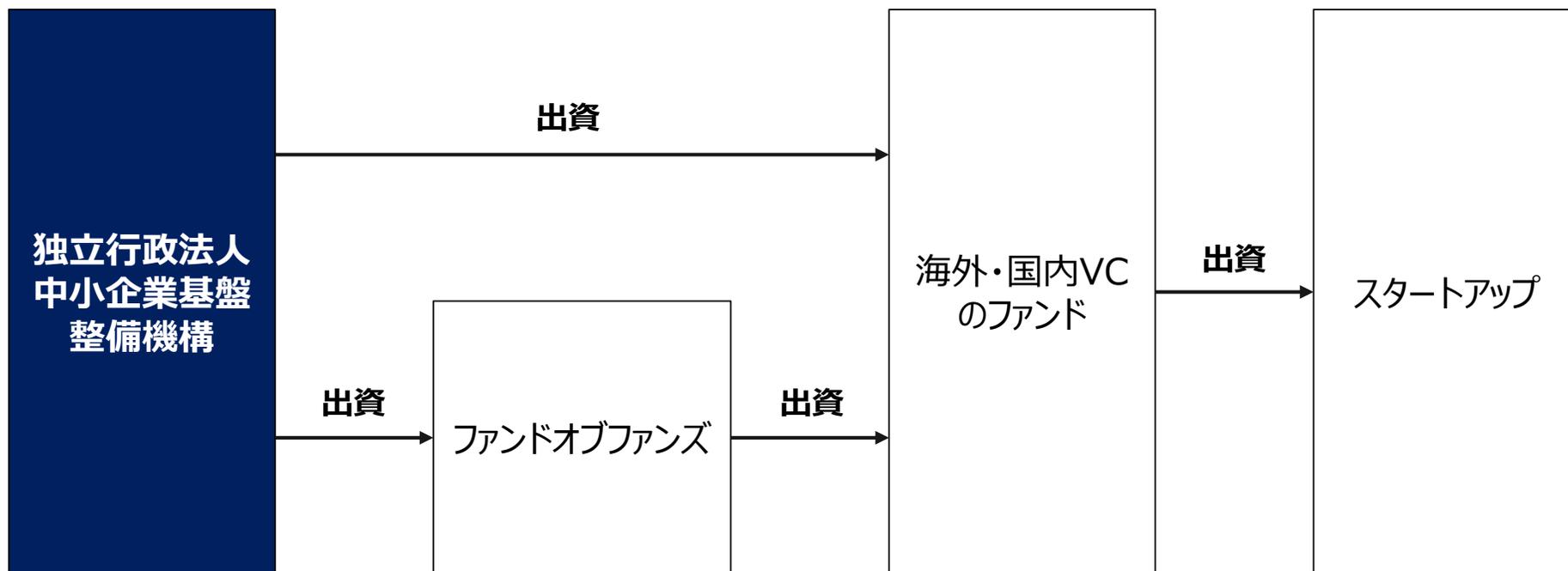
- 外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）のボトルネックとして、ビザの確認を行う自治体の人員・体制の整備に限界があることが挙げられる。一方、民間団体において外国人の起業活動のサポートを積極的に実施する意向があるものの支援対象となる起業家の在留資格が課題となるケースも出ている。
- このため、地方自治体だけでなく、国が認定したベンチャーキャピタルやアクセラレーター等の民間組織も、スタートアップビザの確認を行うようにするよう検討中。なお、団体の認定要件は基本的に自治体と同じとすることを想定。

<外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）とは> 外国人起業家の呼び込みに向けて、経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受ける外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度。2018年12月に開始。地方公共団体の管理・支援プログラムを経済産業大臣が認定、地方出入国在留管理局が在留資格「特定活動」を付与。福岡市・愛知県・岐阜県・神戸市・大阪市・三重県・北海道・茨城県・横浜市・仙台市・大分県・京都府・新潟県・兵庫県・渋谷区・浜松市（計16団体）を認定



- 事業規模の大きなグローバルメガスタートアップの創出を図るため、スタートアップのグローバル展開を支援することを目的に、中小機構が、資金力や海外展開ノウハウを有する国内外のグローバルベンチャーキャピタル（VC）のファンドに出資し、VCを通じて国内のスタートアップに出資。
- VCへの出資については、今年度中に出資要件を公表し、出資依頼の受付を開始する予定。

事業スキーム図



JIC（産業投資革新機構）のスタートアップ支援

- 産業革新投資機構（JIC）は、子会社であるVGI※が運用する2000億円の2号ファンドを組成するとともに、新たに400億円のオポチュニティファンドの設立を予定するなど、スタートアップ支援やオープンイノベーションによる企業の産業競争力強化を図る。

今後の取組の方向性

- JICとしては、引き続き、2022年7月に公表したスタートアップ支援方針に基づき、「ディープテック」、「プレシード・シード」、「グロース」、「ゴー・グローバル」などの分野を重点的に支援していく。その中で、
 - ① VGIに2000億円※の2号ファンドを組成し（1号ファンドは1200億円）、さらに400億円の別ファンドの組成を検討（オポチュニティファンド）。
※グロース:1700億円、ディープテック・ライフサイエンス:300億円
 - ② 国内VC、スタートアップと海外VCとの連携強化等を目的とした海外VCへの出資
 - ③ 2050年までの運用期限延長の方向性も踏まえた、JICの組織・活動の在り方の検討※
※スタートアップ支援に加えて、オープンイノベーションによる企業の成長、競争力強化の観点で検討などの具体的な取組を進めていく。

※VGI：VENTURE GROWTH INVESTMENTS。JICグループのベンチャーキャピタル。

(C) JIC. All Rights Reserved. 2022年12月16日 株式会社産業革新投資機構 記者会見「JICのスタートアップ支援」より抜粋

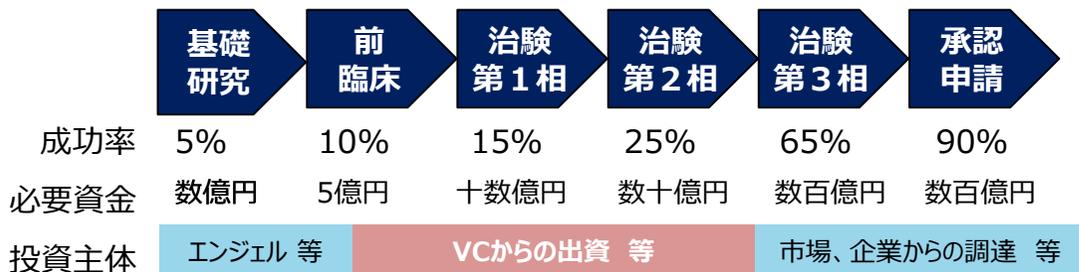
創薬ベンチャーエコシステム強化事業

令和4年度補正予算額：3,000億円
(令和3年度補正予算：500億円)

- **創薬ベンチャーは、①開発期間が長い、②開発資金が多額、③成功率が低い、④薬事承認されないと売上げがないなど、ビジネスモデルが特殊で事業化の難易度が高い。特に治験第1相、第2相は、リスクは依然大きいにもかかわらず、開発資金が50～100億円といった規模に跳ね上がる。**
- **世界的に新たな医薬品の開発は創薬ベンチャーにシフト。米国に比べて脆弱な日本の創薬・ベンチャーエコシステムでは、創薬ベンチャーが必要な資金を円滑に調達するのは困難。**

→ 創薬ベンチャーエコシステムを真に強化するため、VCと連携して実用化開発を支援する事業の対象を感染症関連以外にも拡充する。

創薬開発のリスクと資金のイメージ

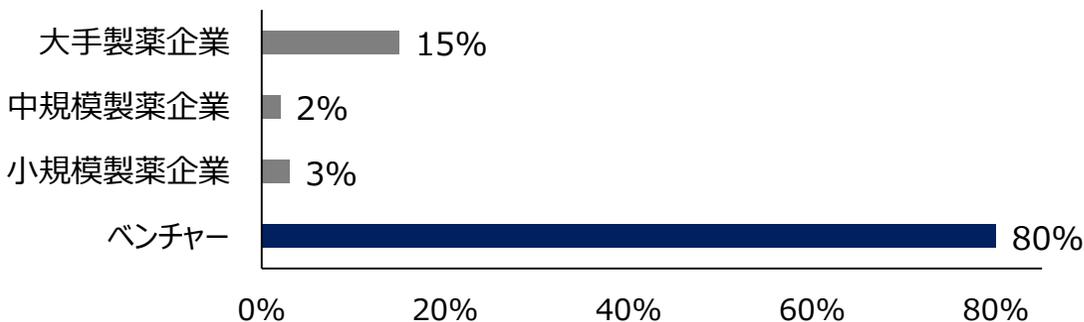


事業のイメージ

VCの出資を条件に、
民間出資1に対して2倍までの範囲で補助

⇒ 治験費確保の円滑化 + 更なる民間資金の呼び水に

世界の医薬品創薬開発品目数シェア



※認定VCの追加公募を2月10日に開始済み

スタートアップ創出促進保証の創設

(令和4年度2次補正予算「経営者保証を徴求しない新たな創業時の信用保証制度の創設」の121億円の内数)

- 失敗時のリスクが大きいために起業をためらう起業関心層のうち、**約8割が原因として経営者保証を挙げている。**
- そのため、**創業時に信用保証を受ける場合、経営者保証を不要とする新しい信用保証制度**を本年3月中に創設予定。2月20日より事前相談受付開始。

資格要件	<ul style="list-style-type: none">● これから法人を設立する創業予定者と法人設立後5年未満の創業者。 * 創業予定者と税務申告1期末終了者に限り、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有することを追加的な要件とする。
保証限度額等	<ul style="list-style-type: none">● 保証限度額：3500万円（保証割合：100%）
保証期間等	<ul style="list-style-type: none">● 保証期間：10年以内（据置期間1年以内。プロパー融資がある場合は3年以内も可）
貸付金利・保証料率	<ul style="list-style-type: none">● 貸付金利：金融機関所定利率● 保証料率：各信用保証協会所定の創業関連保証の信用保証料率に0.2%を上乗せ
ガバナンス向上のための工夫	<ul style="list-style-type: none">● 創業3年目及び5年目に決算申告書を基に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、結果を記したチェックシートを金融機関に提出。提出を受けた金融機関は内容を確認し、その後信用保証協会に提出する。

大きなリスクを取ったエンジェル投資・起業を促進するためのエンジェル税制の見直し

(所得税、個人住民税)

- **事業化前段階（プレシード・シード期）**は、事業成功の見通しが不透明でリスクが高い投資領域であるが、機関投資家が投資しにくいステージであるため、**個人によるエンジェル投資が重要**。
- また、失敗時のリスクに対する懸念などから、**我が国の開業率・起業マインドは低く、起業を促進する必要がある**。
- このため、**エンジェル税制**について、**20億円を上限に**、①**プレシード・シード期のスタートアップへの投資を課税の繰延から非課税**にするとともに、②**起業家による会社設立のための出資も非課税措置**とする拡充を行う。

拡充の主な内容

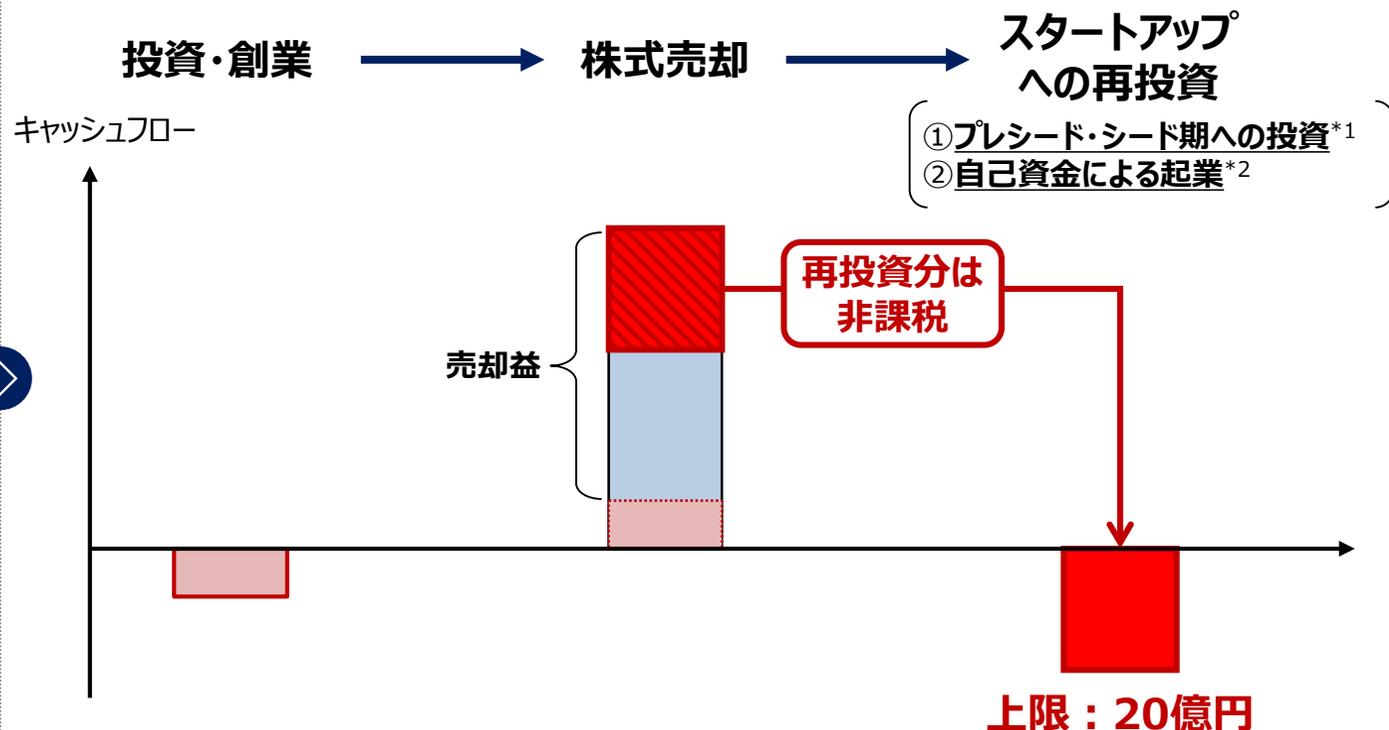
1 繰延措置を非課税措置に

現行制度は実質的には繰延措置であるところ、**非課税の措置**とする。

2 起業時に対象に

現行制度では実質的に自己資金による起業が対象にならないところ、**自己資金による起業も税制の対象**とする。

税制措置の概要



*1: 現行のエンジェル税制の対象である未上場のスタートアップ企業のうち、①設立5年未満、②前事業年度まで売上が生じていない、売上が生じている場合でも前事業年度の試験研究費等/出資金の比率が30%超、③営業損益が赤字等の要件を満たす、などの要件を課す。また、外部資本要件は現行の1/6から1/20に緩和。

*2: 販管費/出資金の比率が30%超などの要件を課す

ストックオプション税制の拡充 (所得税、個人住民税)

- ストックオプションは、手元にキャッシュが乏しいスタートアップ企業にとって、有効な人材確保の手段。
- 権利行使期間を現行の10年から15年へ延長することで、事業化に時間を要するディープテックや海外展開等を積極的に行うため未上場期間を長く取り大きな成長を目指すスタートアップの人材獲得に寄与する。また、利便性向上のため、保管委託の運用の見直しを行う。

現行制度

<ストックオプションの権利行使期間>

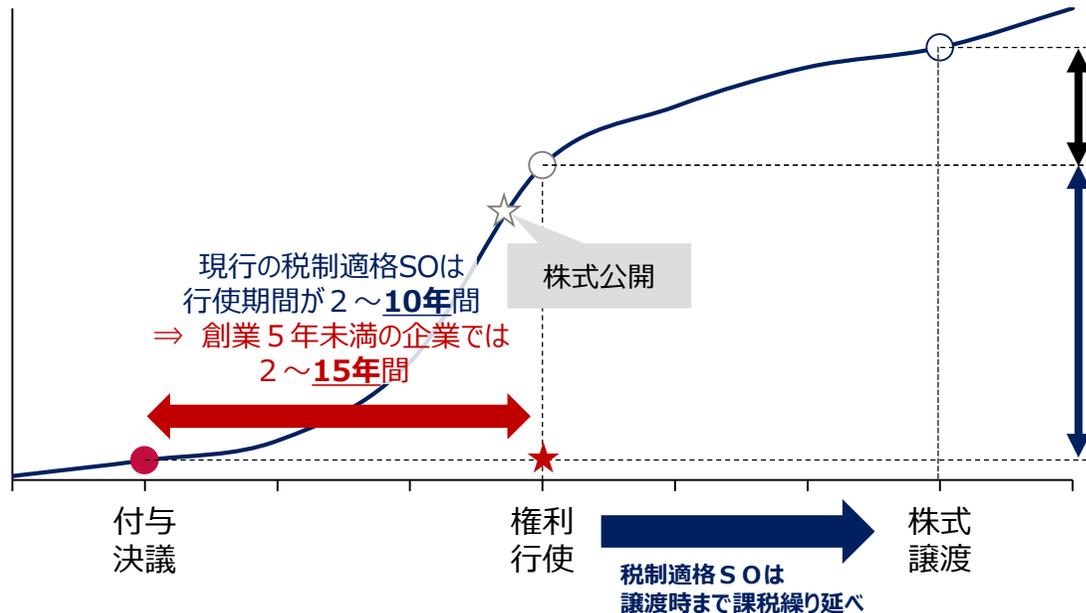
- 付与決議から2～10年

改正概要

<ストックオプションの権利行使期間の延長>

- 設立から5年未満の未上場企業においては、付与決議から2～**15年**へ延長

株価



通常SO

譲渡所得
(税率:20%)

給与所得等
(税率:55%)

税制適格SO

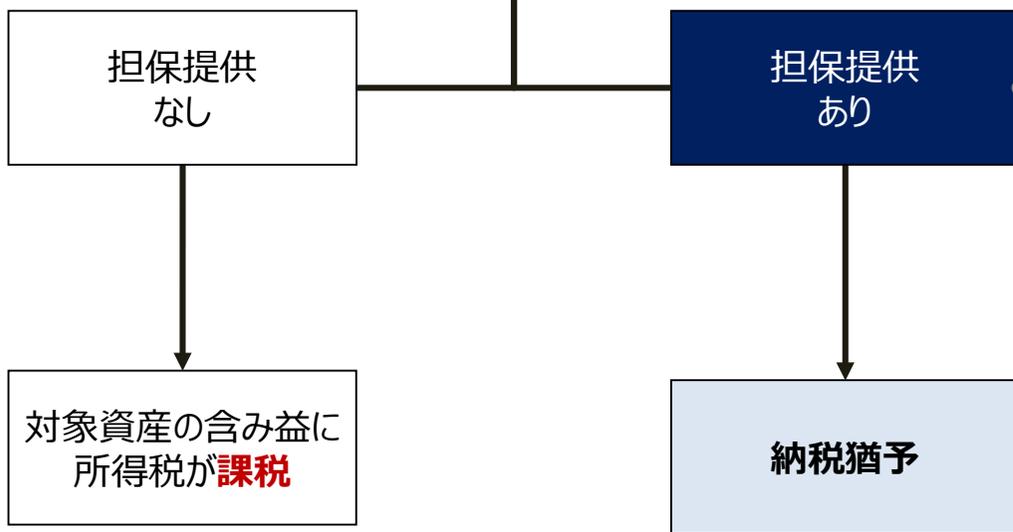
- 権利行使時の経済的利益には課税せず譲渡時まで課税繰延
- 譲渡所得として課税
(税率20%)

国外転出時課税制度に関する納税猶予の手続き簡素化 (所得税)

- スタートアップが海外進出をする際、立上げ準備等の為に、役員・従業員等が海外に赴任するケースがあるが、スタートアップ株式を含む有価証券等を1億円以上所有する場合、国外転出時課税制度の対象となる。
- 納税猶予を適用する場合、非上場株式の担保提供は、株券による担保提供が必要であったが、スタートアップの海外進出を促進するため、株券不発行でも、質権設定による担保提供を可能にするとともに、持分会社の持分の担保提供も可能とする。

改正概要

1億円以上の有価証券等を
所有している国外転出者
(例：スタートアップの役員・従業員等)



- 国外転出時課税制度の対象となった非上場株式を、質権設定を行うことで、株券不発行でも担保提供を可能とする。
- これにより、
 - ① 株券発行会社に移行するための定款変更
 - ② 発行された株券の管理
 - ③ 上場する場合の株券不発行会社への再移行が不要になる。

オープンイノベーション促進税制の拡充 (法人税、法人住民税、事業税)

- **M&Aは、スタートアップが自社だけでは実現不可能な、大きく・早く成長できる重要な出口戦略。**
- このため、オープンイノベーション促進税制について、**M&A時の発行済株式の取得に対しても所得控除25%**を講じる拡充を行うことで、スタートアップの成長に資するM&Aを後押しする。

※赤字部分、赤枠内が拡充部分



出資法人：事業会社
(国内事業会社又はその国内CVC)

株式取得額の25%を所得控除
(M&A時は発行済株式も対象)



資金などの経営資源
革新的な技術・ビジネスモデル

出資先：スタートアップ^o

(設立10年未満の国内外非上場企業)
売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合
設立15年未満の企業も対象、発行済株式を取得する場
合(50%超の取得時)は海外スタートアップを除く

	現行制度	拡充部分
対象株式	新規発行株式	発行済株式 (50%超の取得時)
所得控除 上限額 (取得額換算)	25億円/件* (100億円/件)	50億円/件 (200億円/件)
	年間125億円/社まで (年間500億円/社まで)	
株式取得 下限額	大企業1億円/件 中小企業1千万円/件	5億円/件

5年以内に
成長投資・事業成長の要件
を満たさなかった場合等は、
所得控除分を一括取り戻し

成長投資
(研究開発、設備投資)

事業成長
(売上高)

* : 2023年4月1日以降は所得控除上限12.5億円/件、取得額換算50億円/件